

旭市公告第17号

旭市図書館 図書館情報システム再構築業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式により受注候補者の特定を行うため参加者を募集する。

令和7年4月11日

旭市長 米本 弥一郎



1 業務の概要

(1) 業務名

旭市図書館 図書館情報システム再構築業務

(2) 業務内容

別紙「旭市図書館 図書館情報システム再構築業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（5年）

(4) 業務に要する予算規模（事業費上限額）

64,206,780円（税込み） ※5年 長期継続契約

ただし、地方自治法第234条第3項の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。

また、データ抽出については、市が指定する条件下で現行業者が行うため、提案金額には含まない。

2 参加申込者に必要とされる要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を全て満たす者であることとする。

(1) 旭市競争入札参加資格名簿に登録されている者。

(2) 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成21年旭市告示第124号）による指定停止又は旭市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年旭市告示第37

号)に基づく入札参加排除措置を、公示日から契約候補者特定の日まで受けていない者。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 平成27年度以降より現在に至るまで、千葉県内の自治体公共図書館において、図書館システムの導入・保守業務の実績がある。またその実績は本件参加者が元請として実際に導入・保守業務を行った実績があること。
- (5) 一般社団法人情報サービス産業協会等によるプライバシーマーク認定を受けている者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (7) 旭市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団、暴力団員でないこと。
- (8) システム本稼働後の5年間について、保守契約を結び、保守を行うことができる体制であること。
- (9) その他、法令等に違反していないこと。

3 プロポーザルの方法

- (1) 参加申込書に添付された書類により、参加資格を審査する。
- (2) 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定に係る評価項目により評価する。
- (3) 総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行う。
- (4) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

4 手続等

- (1) 担当課

〒289-2521

千葉県旭市ハの349 旭市図書館

旭市教育委員会 生涯学習課 社会教育班

電話番号 0479-85-7505

FAX 0479-62-2561

電子メール tosyokan@city.asahi.lg.jp

(2) 参加申込書等の配布期間、場所及び方法

①公開期間：令和7年4月11日（金）～5月9日（金）午後5時まで

②公開場所：旭市公式ホームページ及び図書館ホームページに掲載します。

旭市公式ホームページ <http://www.city.asahi.lg.jp>

図書館ホームページ <https://www.library-asahi-chiba.jp>

(3) 参加申込書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時（必着）

②提出場所：（1）担当課に同じ

③提出方法：持参（月曜日を除く午前9時から午後5時まで）または、郵送
（書留郵便等）とする。

(4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和7年5月30日（金）午後5時（必着）

②提出場所：（1）担当課に同じ

③提出方法：持参（月曜日を除く午前9時から午後5時まで）または、郵送
（書留郵便等）とする。

(5) 質問及び回答の方法

①受付期限：令和7年4月22日（火）午後5時まで

②提出場所：（1）担当課に同じ

③質問方法：電子メール、または直接提出とする。

※電子メール件名の先頭に【旭市図書館 図書館情報システム再構築業務質問】と
記載すること。

④回答方法：提出された質問に対する回答は、4月30日（水）午後5時まで
に、市ホームページにて公表するほか、具体的な提案事項にかかる
ものは質問者に対して電子メールで行う。